

Ⅱ－９ 大学共同利用機関と国立大学附置研究所の比較について

事項	国立大学附置研究所	国立大学全国共同利用附置研究所	大学共同利用機関
イメージ図			
制度的位置付け	(法人化前) ○ 国立学校設置法施行令 (H16. 4. 1 廃止) で位置付けられていた。 (法人化後) ○ 法令上特段の規定なし。国立大学法人法に基づき文部科学大臣が定める中期目標の別表に教育研究上の基本組織として記載して位置付け。 ○ 附置研究所の新設については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において妥当性を審議。 ・平成 17 年度 京都大学生存圏研究所 (附置研究所新設, 全国共同利用化) ・平成 18 年度 名古屋大学エコトピア科学研究所 (附置研究所新設)	(法人化前) ○ 同左 (法人化後) ○ 同左 ○ 全国共同利用の機能を有する附置研究所は米印 (※) を付して位置付けるとともに、中期計画中に共同利用を目的としていることが明確となるように記述。 ○ 附置研究所の全国共同利用化については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において妥当性を審議。 ・平成 17 年度 京都大学生存圏研究所 (附置研究所新設, 全国共同利用化)	(法人化前) ○ 同左 (法人化後) ○ 大学共同利用機関法人については、国立大学法人法で位置付け。 ○ 大学共同利用機関については、国立大学法人法施行規則で位置付け。

事項	国立大学附置研究所	国立大学全国共同利用附置研究所	大学共同利用機関
運営組織			
	＜役員会＞ 法律で定められた重要事項その他役員会で定める重要事項を審議 ＜経営協議会＞ 法律に定められた経営に関する事項を審議 ＜教育研究評議会＞ 法律に定められた教育研究に関する事項を審議 ＜教授会＞ 研究所の教育研究に関する重要事項を審議	＜役員会＞ 同左 ＜経営協議会＞ 同左 ＜教育研究評議会＞ 同左 ＜教授会＞ 同左 ＜運営協議会等＞ 共同利用の運営に関する事項等について、長の諮問に応じ意見を述べる。（およそ半数程度を外部研究者コミュニティから任命）	＜役員会＞ 同左 ＜経営協議会＞ 同左 ＜教育研究評議会＞ 同左（評議員には、外部研究者コミュニティを必ず含めることを法律上規定） ＜運営会議＞ 共同研究計画等、機関の運営に関する重要事項について、長の諮問に応じる。（およそ半数程度を外部研究者コミュニティから任命）
プロセス	○ 大学内の一組織であることから、研究所で決定した事項を、大学の経営協議会・教育研究評議会及び役員会の審議を経て、学長が決定	○ 同左 （研究所の決定事項について、外部研究者コミュニティが含まれる運営協議会等の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を反映した運営）	○ 機構の一組織であることから、大学共同利用機関で決定した事項を、機構の経営協議会・教育研究評議会及び役員会の審議を経て機構長が決定 （外部研究者コミュニティが含まれる運営会議及び教育研究評議会の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を反映した運営）

事項	国立大学附置研究所	国立大学全国共同利用附置研究所	大学共同利用機関
人 事 選 考	○ 長及び教員の人事については、教授会の議に基づき学長が任命する。	○ 同左 ○ 一部の全国共同利用附置研究所では、教員の人事について運営協議会等の議を経ている。	○ 長及び教員の人事については、運営会議の議を経て機構長が任命。
国 に よ る 財 政 措 置	○ 国立大学法人法第 35 条による準用通則法第 46 条に基づき、当該国立大学法人の運営費交付金において、算定ルールによって、研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費を特定運営費交付金に附置研究所経費として措置するなどとともに、各法人が一層取り組むことが求められる課題に対する意欲的で特色ある取組みを支援するため特別教育研究経費の区分を設けて、各法人の要求に基づいて措置。	○ 国立大学法人法第 35 条による準用通則法第 46 条に基づき、当該国立大学法人の運営費交付金において、算定ルールによって、研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費を特定運営費交付金に附置研究所経費として措置するなどとともに、各法人が一層取り組むことが求められる課題に対する意欲的で特色ある取組みを支援するため特別教育研究経費の区分を設けて、各法人の要求に基づいて措置。 ○ 全国共同利用に係る経費（運営委員会経費、共同研究費、共同研究旅費及び研究プロジェクト経費）は、特別教育研究経費により各法人の要求に基づいて措置。	○ 国立大学法人法第 35 条による準用通則法第 46 条に基づき、当該大学共同利用機関法人の運営費交付金において、算定ルールによって、研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費を特定運営費交付金に大学共同利用機関経費として措置するなどとともに、大規模基礎研究（ビッグプロジェクト）等の推進や各法人が一層取り組むことが求められる課題に対する意欲的で特色ある取組みを支援するため特別教育研究経費の区分を設けて、各法人の要求に基づいて措置。 ○ 全国共同利用に係る経費（同左）は、大学共同利用機関経費及び大規模基礎研究（ビッグプロジェクト）などの特定の研究プロジェクトは特別教育研究経費で措置。